

【学童保育所入所用】

重要事項確認書

以下の確認事項をお読みいただき、必要事項の記入及び確認欄に☑をしていただき、日付とご署名をお願いします。

児童名 _____ (新 学年)

入所希望学童保育所 _____

No	確認事項	確認欄
1	「学童保育所入所申請の手引（令和5年度入所用）」の内容を十分確認して、記載事項を了承しました。	<input type="checkbox"/>
2	学童保育所は集団での生活（育成）が基本であることを了承のうえ申込みます。	<input type="checkbox"/>
3	兄弟姉妹分を含めて、育成料等の滞納はありません。 ※育成料の滞納がある場合は、入所承認が取消される場合があります。	<input type="checkbox"/>
4	提出書類（入所申請書、就労証明書、添付書類）については、実態と相違なく記載しました。 ※実態と異なる場合は、退所または入所取消しとなることがあります。 ※入所後に、実態と異なることが判明した場合、また、入所の要件を満たさないことが確認された場合は退所となります。	<input type="checkbox"/>
5	申請時と状況が変化した場合については、至急申請書類の再提出を行います。 また、入所の要件を欠くに至った場合、「取下願」を提出します。	<input type="checkbox"/>
6	入所申込書類の確認のため、職場やご家庭に連絡する場合があります。また、留守番電話に伝言を残すことがあります。	<input type="checkbox"/>
7	申込内容の状況確認のための追加資料の提出については、速やかに応じます。 ※指定された期日に提出がなかった場合は、不承認となります。	<input type="checkbox"/>
8	就労証明書等については、必ず事業者の証明（押印）を受けたものを提出してください。 ※書類に改ざんが認められる場合は虚偽申請とみなします。	<input type="checkbox"/>
9	《育児休業取得者・取得予定者の方のみ》 令和5年4月1日時点で育児休業を取得する者は令和5年度内に必ず復職する必要があります。復職時期の確認のため、定期的に就労証明書の提出を求められます。 また、就労証明書の内容確認のため職場へ連絡する場合があります。 ※年度内に復職しないことが確定した場合は、退所となります。	<input type="checkbox"/>
10	入所申込書類に虚偽等が認められた場合、または、入所の要件を欠くに至った場合は、入所の承認が取消される場合があります。	<input type="checkbox"/>

上記確認事項について承諾しました。

令和 年 月 日

保護者氏名（自署） _____

※保護者氏名欄は、入所申込書と同一の記載をしてください。

※同一の世帯に2人以上の入所希望児童がいる場合、それぞれの児童について本確認書を申込み時に提出してください。